

第2節 各 論

第1 消火器

設置された全個数を対象に次に掲げる項目について実施する。なお、防火対象物の増築、改築等により消火器の増設等の変更があった場合は、当該増設、変更等に係る部分のみの検査で足りるものとする。

1 検査項目

- (1) 次のア～ウが対象物の状況に応じ適正であること。
 - ア 床面積及び歩行距離から算出した能力単位数及び設置個数
 - イ 危険物、電気設備又はボイラー等が設けられている場合における設置の付加並びに屋内消火栓設備等が設置されている場合における設置の減少の数値
 - ウ 簡易消火用具と併設した場合における能力単位数
- (2) 設置した場所に適応するものが設けられていること。
- (3) 通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設けられていること。
- (4) 消火器全体が床面から高さ 1.5m 以下の箇所に設けられていること。
- (5) 変形、損傷等がないこと。
- (6) 水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない場所に設けてあること。
ただし、有効な防護措置を講じてある場合はこの限りでない。
- (7) 泡消火器にあつては、転倒防止のための適切な措置が講じられていること。
- (8) 「消火器」と表示した標識が見やすい位置に設けられていること。